

訪問看護ステーションコープ五日市重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話(082)943-6511 担当 管理者 榊井 真菜美 ※ご不明な点はなんでもおたずね下さい。

2 訪問看護ステーションコープ五日市の概要

① 提供出来るサービスの種類と地域

事業所名 訪問看護ステーションコープ五日市

所在地 広島市佐伯区千同一丁目21-16

介護保険指定番号 訪問看護 広島県 3460290236 号

サービスを提供する地域 広島市、廿日市市

② 事業所の職員体制(2025年4月現在)

管理者 榊井 真菜美(看護師)

管理者以外の職員 看護師2名以上、理学療法士1名以上、
作業療法士1名以上、言語聴覚士1名以上

③ サービスの提供時間帯

平日 通常時間帯 8時30分～17時30分

土曜日 通常時間帯 8時30分～12時30分

※土曜日午後、日曜日、国民の祝日、8月14・15日、12月30日から1月3日までは休業。但し緊急の場合は24時間対応いたします。

3 サービス内容

① 症状・障害・全身状態の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等、日常生活の世話

③ 褥そうの予防・処置

④ リハビリテーション

*理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員に代わって訪問するという位置づけとします。

⑤ ターミナルケア・認知症患者等の看護

⑥ 療養生活や介護方法の助言

⑦ カテーテル等の交換・管理

⑧ その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

4 利用料金

① 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証に記載されている割合となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(基本料金表)

*広島市は5級地で1単位10.7円です。

介護訪問看護		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問	20分未満	3,359円/回	336円	672円	1,008円
	30分未満	5,039円/回	504円	1,008円	1,512円

011-19 訪問看護ステーションコープ五日市 重要事項説明書(介護用) 第4版

	30分以上1時間未満	8,806 円/回	881 円	1,762 円	2,642 円
介護訪問看護		基本利用料	利用者負担金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師の訪問	1 時間以上 1 時間 30 分未満	12,069 円/回	1,207 円	2,414 円	3,621 円
	1 時間 30 分以上	+3,210 円/回	+321 円	+642 円	+963 円
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士の 訪問	20 分	3,145 円/回	315 円	629 円	944 円
	40 分	6,291 円/回	630 円	1,259 円	1,888 円
	1 時間	8,506 円/回	851 円	1,702 円	2,552 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所と連携する場合（介護予防を除く）		31,682 円/月	3,169 円	6,337 円	9,505 円
*条件により 日割り計算に なる場合があ ります。	要介護 5 の場合	+8,560 円/月	+856 円	+1,712 円	+2,568 円
	サービス提供体制強化 加算	535 円/月	54 円	107 円	161 円

介護予防訪問看護		基本利用料	利用者負担金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師の訪問	20 分未満	3,242 円/回	325 円	649 円	973 円
	30 分未満	4,825 円/回	483 円	965 円	1,448 円
	30 分以上 1 時間未満	8,495 円/回	850 円	1,699 円	2,549 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,663 円/回	1,167 円	2,333 円	3,499 円
	1 時間 30 分以上	+3,210 円/回	+321 円	+642 円	+963 円
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士の 訪問	20 分	3,038 円/回	304 円	608 円	912 円
	40 分	6,077 円/回	608 円	1,216 円	1,824 円
	1 時間	4,558 円/回	456 円	912 円	1,368 円

<介護訪問看護、介護予防訪問看護共通>

加 算	基本利用料	利用者負担金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護初回加算Ⅰ	3,745 円/月	375 円	749 円	1,124 円
訪問看護初回加算Ⅱ	3,210 円/月	321 円	642 円	963 円
※場合により、どちらかを算定します。				
退院時共同指導加算	6,420 円/回	642 円	1,284 円	1,926 円
特別管理加算Ⅰ	5,350 円/月	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算Ⅱ	2,675 円/月	268 円	535 円	803 円
サービス提供体制強化加算	64 円/回	7 円	13 円	20 円

ターミナルケア加算 死亡月につき (介護予防を除く)	26,750 円/回	2,675 円	5,350 円	8,025 円
専門管理加算	2,675 円/月	268 円	535 円	803 円
口腔連携強化加算(対象者のみ)	535 円/月	54 円	107 円	161 円
1※ 緊急時訪問看護加算 I	6,420 円/月	642 円	1,284 円	1,926 円
2※ 夜間早朝加算 (午後 6 時～10 時) (午前 6 時～8 時)	基本利用料に 25%加算されます。			
2※ 深夜加算(午後 10 時～翌午前 6 時)	基本利用料に 50%加算されます。			

1※緊急時訪問看護加算は、利用者様又はご家族様等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応でき必要に応じて緊急訪問を行うことができ、さらに計画外の緊急の訪問を行う体制にある場合に算定いたします。

2※夜間・早朝・深夜加算は、2 回目の緊急時訪問より算定します。

緊急時訪問看護加算算定	同意する	同意しない
-------------	------	-------

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画に定められた目安の時間を基準とします。

② 交通費

広島市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、お訪ねする際の交通費を、通常の事業の実施地域を超えた地点からの実費をいただきます。この時、自動車を利用した場合には、片道 1 キロ以上の場合、1 キロメートルにつき 20 円とします。

③ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 082-943-6511)

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合 無料

ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合 当該基本料金の 50%

ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合 当該基本料金の 100%

④ その他

ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。

⑤ 料金のお支払方法

お支払方法は、口座自動引き落とし、または現金支払いとなります。

5 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。主治医の訪問看護指示書の確認、ならびに訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

② サービスの終了

イ ご利用者のご都合で終了する場合は、サービスの終了を希望する日の 3 日前までに文書でお申

し出下さい。

ロ 人員不足等やむを得ない事情により、当事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ ご利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合

ロ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ハ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

イ 当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ ご利用者が、サービスの利用料金の支払を3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の訪問看護サービスの特徴など

① 運営の方針

ご利用者が看護を要する状態になっても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の立場に立って看護を行います。また、看護を必要とする方が必要な看護を受けることが出来るように介護保険をはじめ社会保障をより良くする立場で取り組んでいきます。

② サービスの利用のために

従業員への研修を年2回以上実施しています。サービスマニュアルの作成をしています。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	氏 名	
	連絡先	
家 族	氏 名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

- ・サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族様、広島市、居宅介護支援事業者等へ連絡を入れ円滑な対応をいたします。
- ・ご利用者様に賠償すべき事由が起こった場合は、誠実に対応し賠償いたします。円滑に対応させていただく為に、賠償保険にも加入しています。

9 サービス内容に関する相談と苦情

① サービスに関するご相談・苦情については下記の窓口にご連絡下さい。

- ・受付担当者 榊井 真菜美（看護師） 電話（082）943-6511 FAX（082）943-6510

(お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお話をお伺いします)

・その他の苦情受付機関

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課(苦情処理) 電話(082) 554-0783

広島市健康福祉局介護保険課 電話(082) 504-2183

② 苦情処理の体制・手順

- ・苦情があった場合には担当者が相手方に連絡を取り詳しい事情を把握するとともに、苦情関係者からも事情を確認いたします。
- ・担当者が必要があると判断した場合は、管理者を含めて検討会議を行います。検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告いたします。
- ・検討結果により、早急に具体的な対応を行います。
- ・苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てます。
- ・苦情を未然に防ぐためにも所内研修や朝礼、打ち合わせ時における確認を行います。

10 虐待防止に関する事項

①事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・その他虐待防止のために必要な措置。

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

11 当生協の概要

① 名称・法人種別 広島中央保健生活協同組合 代表理事 理事長 福山 慎二

② 所在地・電話番号 広島市西区観音町 16-19 (082) 292-3179

年 月 日

訪問看護の提供にあたり利用者に対して契約書及び本文面に基づいて重要事項を説明致しました。

事業者 広島中央保健生活協同組合

所在地 広島市佐伯区千同一丁目 21-16

名称 訪問看護ステーションコープ五日市

説明者 氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____